

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>観光政策課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>観光政策課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6)～(19) 略</p> <p>4 略</p> <p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 観光政策課の専門員（<u>世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 観光政策課の専門員（<u>世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(6)～(19) 略</p> <p>4 略</p> <p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参</p>

<p>事監及び参事、<u>健康医療局の局長</u>、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>事監及び参事、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p><u>(7) 福祉保健部の医療政策監</u></p> <p>2 及び 3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。